



28消安第4122号  
28生畜第1089号  
28経営第2305号  
平成28年12月16日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今年11月以降複数の地域において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されており、発生農場及び移動制限区域内の農場を中心に養家きん農家等が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家、その他養家きん農家等関係者に対して改めて周知方お願ひいたします。

また、経営支援対策に係る農家からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続が行われますよう重ねてお願ひいたします。

(別添)

1. 高病原性鳥インフルエンザ発生に係る経営支援対策について
2. 家畜伝染病予防費の概要
3. 家畜疾病経営維持資金の概要
4. 畜産経営維持安定特別対策事業による農業信用基金協会に対する支援
5. 農林漁業セーフティネット資金の概要
6. 家畜防疫互助事業のパンフレット

## 1①高病原性鳥インフルエンザに対する経営支援策について

区分	農業者 発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外（全国）
家伝法での支援	<p>○殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5)</p> <p>○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5)</p> <p>○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 (1/2)</p> <p>(場合によっては都道府県が焼埋却を実施)</p> <p>(・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)</p>	<p>○農家に対する助成措置 ・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成</p>	
融資 (利率は 改定予定 のもの) H28.12.19	<p>○家畜疾病経営維持資金のうち 経営再開資金</p> <p>(貸付対象：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開維持又は維持に必要な経費)</p> <p>(・貸付限度額：個人2千円 法人8千円 償還期限：5年(据置2年) ・貸付利率：0.800%)</p> <p>(・貸付限度額：52千円/100羽 償還期限：3年(据置1年) ・貸付利率：0.800%)</p> <p>(・貸付限度額：52千円/100羽 償還期限：3年(据置1年) ・貸付利率：0.800%)</p> <p>○都道府県農業信用基金協会の弁済金に対する助成</p>	<p>○家畜疾病経営維持資金のうち 経営維持資金</p> <p>(・貸付限度額：52千円/100羽 償還期限：3年(据置1年) ・貸付利率：0.800%)</p> <p>○農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業)</p> <p>・貸付対象：経営の維持安定に必要な資金 ・貸付限度額：経営費の3か月分又は600万円 ・償還期限：10年以内(据置3年以内) ・貸付利率：0.16%</p>	

1②家畜防疫互助事業加入者の場合

区分	農業者		移動制限・搬出制限区域内 移動制限・搬出制限区域外(全国)																	
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内																		
家畜防疫互助事業基業	<p>○新たに鶏及びうずらを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">上限単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶏</td><td>採卵鶏（成鶏） "（育成）</td><td>家族型 690円/羽 320円/羽</td><td>企業型 860円/羽 400円/羽</td></tr> <tr> <td>鶏</td><td>肉用鶏 種鶏</td><td>20円/羽</td><td>30円/羽</td></tr> <tr> <td>"</td><td>（成鶏） "（育成）</td><td>930円/羽 430円/羽</td><td>1,190円/羽 550円/羽</td></tr> <tr> <td>うずら</td><td></td><td>200円/羽</td><td></td></tr> </tbody> </table>	上限単価		鶏	採卵鶏（成鶏） "（育成）	家族型 690円/羽 320円/羽	企業型 860円/羽 400円/羽	鶏	肉用鶏 種鶏	20円/羽	30円/羽	"	（成鶏） "（育成）	930円/羽 430円/羽	1,190円/羽 550円/羽	うずら		200円/羽		<p>企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入可能。</p> <p>家族型：企業型の加入条件に該当しない者。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能）</p> <p>○殺処分した鶏及びうずらを焼・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。</p> <p>上限単価：鶏、うずらともに80円/羽</p>
上限単価																				
鶏	採卵鶏（成鶏） "（育成）	家族型 690円/羽 320円/羽	企業型 860円/羽 400円/羽																	
鶏	肉用鶏 種鶏	20円/羽	30円/羽																	
"	（成鶏） "（育成）	930円/羽 430円/羽	1,190円/羽 550円/羽																	
うずら		200円/羽																		

## 2①患畜処理手当等交付金（継続）

【923（923）百万円】

### 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病のまん延防止を図ります。

### <背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾病が発生しており、これらの疾病的病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

### 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病のまん延防止

### <内容>

#### 1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

#### 2. 交付先

家畜等の所有者

#### 3. 交付率

10／10、1／2（法律補助）

#### 4. 事業実施期間

昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292）]

## 2 ② 家畜伝染病予防費の概要

該当条文	内 容	負担率等	交付先
1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品等に対する手当金の交付	<p>(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似検査等による死畜の殺処分手当金 (4) 殺却又は死流産胎児に対する手当金 (5) 特別手当金 (6) 特別手当金 (7) 疑似患畜に対する特別手当金 (8) 燃却又は埋却した物品に対する特別手当金</p>	<p>評価額の1/3 (上限額あり) 評価額の4/5 (上限額あり) 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5</p>	個人 (所有者)
2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者に対する焼却費の交付	<p>(1) 燃却した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用</p>	1/2 1/2	個人 (所有者)
3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執行するのに必要な費用の負担	<p>(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛痘予防液の購入費又は製造費 (5) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 農林水産大臣の指定する衛生薬品の購入費又は賃借料 (7) 農林水産大臣の指定する消毒毒に要した費用 (8) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (9) 農林水産大臣の指定する特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担</p>	<p>10/10 (寄生虫病予防は1/2) 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10 (寄生虫病予防は1/2) 1/2 1/2 1/2 (指定家畜は10/10) 1/2</p>	都道府県
4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対する補償金の交付	<p>(1) 燃却した指定家畜に対する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の費用に要した費用</p>	<p>評価額の10/10 10/10 10/10</p>	個人 (所有者)